香川県国土強靭化地域計画（素案）について提出されたご意見と
それに対する県の考え方

問い合わせ先
危機管理総局危機管理課
南海トラフ地震・防災企画グループ
〒760-8570　高松市番町四丁目１番 10 号
電話:087-832-3241/FAX:087-831-8811
E-mail:kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

令和８年９月 30 日から令和８年 10 月 29 日までの１カ月間、香川県国土強靭化地域計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、１社から１件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

このご意見に対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人	０件
企業	１件
団体	０件
合計	１件

〈提出されたご意見の数〉

計画に記載する県の施策に関すること	１件
合　　計	１件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画に記載する県の施策に関すること	
（Ⅴ　香川県の国土強靱化に向けた推進方針　２　施策分野ごとの香川県の国土強靱化に向けた推進方針　（３）保健医療・福祉　＜医療救護体制の強化＞ⓒ-5（素案 P19）） 【ご意見】 　ⓒ-5 に、薬剤師会が編成する薬剤師班などの薬剤師による医療救護活動を加え、避難所・救護所等での調剤や服薬指導を含めて体制を整備することを明記していただきたい。 　例：「医師会が組織する災害派遣チーム（ＪＭＡＴ）や、薬剤師会が編成する薬剤師班等が避難所・救護所等において、調剤や服薬指導を含め、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、被災地における情報の共有を図るなど必要な体制を整備する。」	災害時に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の必要が生じた場合は、県薬剤師会に対し薬剤師の派遣を要請することとしていますが、計画（素案）では当該内容が明記されていないため、記載を検討します。 　なお、ご指摘いただいた調剤や服薬指導などの活動については、素案に既に記載されている「医療・保健衛生等の活動」に含まれていると整理しています。